

事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都府知事 報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 〒623-0054 京都府綾部市井倉町梅ヶ畑20番地		平成28年7月20日 報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 日東精工株式会社 代表取締役 社長 材木 正己 電話 0773-42-8915													
主たる業種	ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業					細分類番号 2 4 8 1									
事業者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号					京都府地球温暖化対策条例施行規則									
計画期間	平成26年4月から平成29年3月まで														
基本方針	不良率の削減、再加工の削減、廃棄物のリサイクル化によって二酸化炭素を3年間で3%削減する。また、弊社売上基準として原単位を3年間で3%削減する。														
計画を推進するための体制	ISO14000環境管理組織の小委員会組織、省エネ委員長を本部長とする省エネ委員会で実施計画の策定し、全社の省エネを推進する。														
温室効果ガスの排出量	温室効果ガスの排出量	基準年度(23~25)年度	第1年度(26)年度	第2年度(27)年度	第3年度(28)年度	増減率									
	事業活動に伴う排出の量	9,102.4トン	8,706.2トン	8,718.3トン	トン	-4.3 パーセント									
	評価の対象となる排出の量	9,004.8トン	8,682.4トン	8,685.6トン	トン	-3.6 パーセント									
実績に対する自己評価		※社内事業部 製品小ロット化により段取り替えが多くなり結果として前年度よりCO2や原単位が悪化した													
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度(25)年度	第1年度(26)年度	第2年度(27)年度	第3年度(28)年度	増減率								
	工場	事業活動に伴う排出の量(トン/百万円)	57.08	54.82	58.12		-0.93 パーセント								
		事業活動に伴う排出の量()					パーセント								
実績に対する自己評価		※社内事業部 製品小ロット化により段取り替えが多くなり結果として前年度よりCO2や原単位が悪化した													
重点的に実施する取組の実施状況		基準年度(25)年度	第1年度(26)年度	第2年度(27)年度	第3年度(28)年度	備考									
		114.0 パーセント	114.0 パーセント	114.0 パーセント	パーセント										
具体的な取組及び措置の内容	(26) 年度					断熱材の実施・照明LED化・空調機器の更新									
	(27) 年度					断熱材の実施・照明LED化・空調機器の更新 自動販売機 省電力タイプへの更新									
	(28) 年度														
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容					弊社に通勤する手段として、現行はマイカーによる通勤手段しかなく特に措置はとらない。									
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価					弊社への公共交通機関の便が悪く、現行ではマイカー通勤の他に合理的な通勤手段が見当たらないため。									
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分		第1年度(26)年度	第2年度(27)年度	第3年度(28)年度	備考									
	森林の保全及び整備によるもの		トン	トン	トン										
	地域産木材の利用によるもの		トン	トン	トン										
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの		15.9トン	21.8トン	トン										
	グリーン電力証書等の購入によるもの		トン	トン	トン										
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの		トン	トン	トン										
	合計		23.9トン	32.7トン	0.0トン										
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	綾部水無月祭り後の消掃に参加 京都モデルフォレストに参加														
	綾部市由良川花壇展に参加 太陽光発電を導入し全量販売(平成27年9月にパネル増強)														
特記事項	第一計画期間の超過削減量を、第二計画期間の温室効果ガス排出量から次のとおり差し引く。														
	<table border="1"> <tr> <td>超過削減量</td> <td>第1年度</td> <td>第2年度</td> <td>第3年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>トン</td> <td>0.0トン</td> <td>0.0トン</td> <td>トン</td> <td></td> </tr> </table>					超過削減量	第1年度	第2年度	第3年度		トン	0.0トン	0.0トン	トン	
超過削減量	第1年度	第2年度	第3年度												
トン	0.0トン	0.0トン	トン												

注 1 該当する□には、印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、印の記入は不要です。

2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

5 「重点的に実施する取組の実施状況」とは、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施した取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。